

## Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和6年  
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した  
ものである。



# 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 788 事業所

### (2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から158事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (3) 調査実人員

7,254人(うち初任給関係職種 334人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,702人(うち初任給関係職種 331人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は51,143人であり、うち行政職に相当するものは43,076人である。

## 5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
	規	模	計			
産業計			130	58	49	23
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業			8	4	—	4
製造業			73	34	29	10
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業			17	6	7	4
卸売業、小売業			4	2	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業			2	2	—	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業			26	10	12	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が28所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下各表において同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	226,000	231,143	214,039	※ 200,375
		短大卒	202,696	213,060	※ 187,513	※ 181,667
		高校卒	189,331	193,476	176,832	※ 173,600
	新卒事務員	大学卒	225,443	228,431	※ 214,673	—
		短大卒	202,980	※ 213,840	※ 189,269	※ 182,000
		高校卒	192,342	195,254	※ 172,951	X
	新卒技術者	大学卒	226,792	235,529	※ 212,943	※ 200,375
		短大卒	※ 202,287	※ 212,042	※ 184,770	X
		高校卒	186,607	191,348	178,239	※ 174,500
その他	新卒高等学校教諭	大学卒	※ 210,000	—	※ 210,000	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。

2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。

3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4. 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く。）に限っている。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	支店長	11	53.3	762,017	268	761,749	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	49.0	652,339	0	652,339	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	8	54.8	800,350	362	799,988	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技	工場長	15	54.5	762,327	306	762,021	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	53.7	809,954	0	809,954	
	短大卒	2	58.0	779,676	0	779,676	
	高校卒	5	54.5	684,642	878	683,764	
	中学卒	—	—	—	—	—	
術	事務部長	130	53.3	648,554	1,515	647,039	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	87	52.9	676,181	986	675,195	
	短大卒	12	52.5	553,465	836	552,629	
	高校卒	30	54.3	617,432	3,216	614,216	
	中学卒	1	X	X	X	X	
関	技術部長	186	53.1	696,971	103	696,868	同 上
	大学卒	143	52.8	710,910	130	710,780	
	短大卒	11	52.3	670,669	90	670,579	
	高校卒	32	54.5	648,694	0	648,694	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	事務部次長	74	51.8	613,555	129	613,426	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	48	51.2	628,912	15	628,897	
	短大卒	10	52.4	584,828	0	584,828	
	高校卒	16	53.0	591,913	461	591,452	
	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)  
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	72	51.9	636,314	1,046	635,268	前記事務部次長の備考欄参照
	大学卒	53	51.3	640,782	1,367	639,415	
	短大卒	7	55.1	662,456	0	662,456	
	高校卒	12	52.6	600,450	226	600,224	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務課長	322	50.2	563,997	2,242	561,755	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	188	48.9	578,174	440	577,734	
	短大卒	28	50.5	545,437	8,176	537,261	
	高校卒	101	52.3	547,990	2,276	545,714	
	中学卒	5	50.2	521,104	26,462	494,642	
関 係	技術課長	539	49.0	572,522	3,361	569,161	同 上
	大学卒	329	48.1	581,875	2,719	579,156	
	短大卒	55	51.5	596,620	96	596,524	
	高校卒	152	50.4	545,927	5,992	539,935	
	中学卒	3	41.6	471,893	0	471,893	
職 種	事務課長代理	128	46.1	500,160	53,990	446,170	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大学卒	91	44.5	505,315	60,890	444,425	
	短大卒	12	48.1	461,618	37,962	423,656	
	高校卒	23	51.8	489,375	31,963	457,412	
	中学卒	2	54.0	657,974	39,013	618,961	
種	技術課長代理	181	46.8	497,973	59,765	438,208	同 上
	大学卒	113	45.2	484,564	53,078	431,486	
	短大卒	11	48.4	476,913	40,263	436,650	
	高校卒	57	49.8	529,438	77,051	452,387	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務係長	326	46.5	450,276	50,238	400,038	係の長及び係長級専門職
	大学卒	126	42.3	440,907	47,379	393,528	
	短大卒	38	48.6	409,460	39,282	370,178	
	高校卒	158	48.9	467,286	54,938	412,348	
	中学卒	4	50.2	422,132	46,946	375,186	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置づけられる者をいう（以下（2）から（4）において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術係長	527	47.3	498,841	74,534	424,307	前記事務係長の備考欄参照
	大学卒	233	44.2	483,992	78,838	405,154	
	短大卒	50	48.4	511,692	73,781	437,911	
	高校卒	240	50.0	510,384	71,199	439,185	
	中学卒	4	52.6	476,152	29,867	446,285	
技 術 関 係 職	事務主任	351	45.3	385,394	37,974	347,420	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大学卒	164	41.9	384,695	41,510	343,185	
	短大卒	51	46.8	353,013	28,091	324,922	
	高校卒	135	48.5	397,513	37,610	359,903	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技 術 関 係 職	技術主任	658	44.3	426,205	53,583	372,622	同 上
	大学卒	253	40.2	417,818	59,727	358,091	
	短大卒	59	46.8	426,032	54,356	371,676	
	高校卒	337	46.2	430,253	49,586	380,667	
	中学卒	9	53.0	481,288	61,067	420,221	
技 術 関 係 職	事務係員	1,393	38.8	318,365	30,114	288,251	
	大学卒	594	35.0	331,451	35,150	296,301	
	短大卒	211	43.3	300,080	24,068	276,012	
	高校卒	580	41.2	310,719	26,864	283,855	
	中学卒	8	43.6	336,534	34,996	301,538	
技 術 関 係 職	技術係員	1,458	36.8	356,193	44,004	312,189	
	大学卒	691	34.6	363,187	44,880	318,307	
	短大卒	139	40.3	354,999	45,400	309,599	
	高校卒	621	38.5	348,460	42,560	305,900	
	中学卒	7	41.4	374,792	62,448	312,344	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置づけられる者をいう（以下（2）から（4）において同じ。）。

## (2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	10	51.9	738,592	311	738,281	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	3	49.0	652,339	0	652,339		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	7	53.1	775,683	445	775,238		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	13	55.0	790,520	368	790,152		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	54.4	831,550	0	831,550		
	短大卒	2	58.0	779,676	0	779,676		
	高校卒	4	54.6	728,194	1,163	727,031		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	67	54.3	737,688	586	737,102	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)		
大学卒	54	54.2	748,316	725	747,591			
短大卒	2	54.6	760,604	0	760,604			
高校卒	11	54.6	686,328	42	686,286			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部長	148	53.1	733,771	140	733,631	同 上		
大学卒	124	52.8	740,179	157	740,022			
短大卒	9	53.9	720,654	122	720,532			
高校卒	15	55.1	686,034	0	686,034			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	55	52.9	647,666	174	647,492	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長-課長間)		
大学卒	39	52.1	659,784	0	659,784			
短大卒	8	54.6	614,787	0	614,787			
高校卒	8	54.8	625,391	1,027	624,364			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	53	52.1	674,627	1,452	673,175	同 上		
大学卒	38	51.2	677,031	1,962	675,069			
短大卒	5	53.7	711,641	0	711,641			
高校卒	10	54.7	647,717	293	647,424			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長	241	50.5	602,226	944	601,282	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	152	48.8	610,549	478	610,071	
	短 大 卒	14	51.6	607,124	130	606,994	
	高 校 卒	74	53.2	587,897	1,946	585,951	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術	技術課長	412	49.6	604,774	1,233	603,541	同 上
	大 学 卒	271	48.4	604,655	1,199	603,456	
	短 大 卒	45	51.7	629,376	113	629,263	
	高 校 卒	96	52.1	593,267	1,875	591,392	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務	事務課長代理	77	45.1	547,123	69,267	477,856	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）
	大 学 卒	57	43.6	548,574	76,392	472,182	
	短 大 卒	6	47.8	499,248	49,403	449,845	
	高 校 卒	12	52.2	555,733	38,575	517,158	
	中 学 卒	2	54.0	657,974	39,013	618,961	
技 術	技術課長代理	110	46.4	516,669	49,446	467,223	同 上
	大 学 卒	72	44.6	500,154	36,284	463,870	
	短 大 卒	8	49.8	503,426	37,771	465,655	
	高 校 卒	30	50.0	560,848	84,951	475,897	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務	事務係長	223	47.0	486,092	62,737	423,355	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	84	41.4	466,011	55,923	410,088	
	短 大 卒	25	48.9	439,112	53,228	385,884	
	高 校 卒	112	50.1	508,092	69,603	438,489	
	中 学 卒	2	53.5	506,412	29,783	476,629	
技 術	技術係長	400	48.1	527,226	81,085	446,141	同 上
	大 学 卒	180	44.2	505,283	87,183	418,100	
	短 大 卒	41	49.5	539,812	81,444	458,368	
	高 校 卒	176	51.6	545,604	75,428	470,176	
	中 学 卒	3	53.0	542,660	45,267	497,393	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 系	事務主任	207	46.1	408,070	42,814	365,256	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	97	42.8	415,847	50,911	364,936	
	短 大 卒	37	47.5	378,071	31,125	346,946	
	高 校 卒	72	49.1	414,579	39,511	375,068	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術 系	技術主任	515	45.0	449,601	58,434	391,167	同 上
	大 学 卒	209	40.2	430,809	63,748	367,061	
	短 大 卒	46	47.7	445,405	58,029	387,376	
	高 校 卒	252	47.4	461,234	55,081	406,153	
	中 学 卒	8	53.4	495,781	61,010	434,771	
関 係 種	事務係員	852	38.7	333,825	33,893	299,932	
	大 学 卒	365	34.3	346,971	40,095	306,876	
	短 大 卒	123	43.5	314,958	28,431	286,527	
	高 校 卒	359	41.7	325,801	28,892	296,909	
	中 学 卒	5	42.1	352,386	49,563	302,823	
職 種	技術係員	1,101	36.5	364,792	45,962	318,830	
	大 学 卒	509	34.3	372,959	47,573	325,386	
	短 大 卒	111	40.1	358,454	44,940	313,514	
	高 校 卒	477	38.0	357,259	44,343	312,916	
	中 学 卒	4	45.2	419,081	71,284	347,797	

## (3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	1	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	1	X	X	X		
工 場	工場長	2	52.0	625,328	0	625,328	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
技 術	事務部長	53	52.3	596,007	2,467	593,540	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	29	51.5	603,601	1,452	602,149	
	短大卒	6	52.2	548,742	73	548,669	
	高校卒	18	53.8	597,962	4,874	593,088	
関	技術部長	32	53.4	609,698	0	609,698	同 上
	大学卒	15	53.6	584,942	0	584,942	
	短大卒	2	48.0	532,251	0	532,251	
	高校卒	15	53.8	645,319	0	645,319	
係	事務部次長	17	49.6	556,117	21	556,096	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	7	47.9	555,754	0	555,754	
	短大卒	2	47.0	514,093	0	514,093	
	高校卒	8	51.7	567,238	44	567,194	
種	技術部次長	19	51.4	565,151	293	564,858	同 上
	大学卒	15	51.3	580,156	372	579,784	
	短大卒	2	57.5	579,007	0	579,007	
	高校卒	2	45.5	440,565	0	440,565	
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長	67	49.1	475,817	5,657	470,160	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	31	49.4	473,708	369	473,339	
	短 大 卒	11	49.3	493,161	18,679	474,840	
	高 校 卒	22	49.0	463,065	3,702	459,363	
	中 学 卒	3	45.4	532,337	27,963	504,374	
技 術	技術課長	105	47.8	490,133	6,095	484,038	同 上
	大 学 卒	50	46.8	497,027	6,634	490,393	
	短 大 卒	9	51.0	478,089	36	478,053	
	高 校 卒	43	48.7	485,888	7,157	478,731	
	中 学 卒	3	41.6	471,893	0	471,893	
関 係	事務課長代理	47	47.7	430,782	30,072	400,710	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	32	45.9	428,193	32,027	396,166	
	短 大 卒	5	49.3	427,595	27,855	399,740	
	高 校 卒	10	52.3	440,346	24,958	415,388	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	66	47.3	477,236	69,863	407,373	同 上
	大 学 卒	41	45.9	466,745	72,272	394,473	
	短 大 卒	3	45.7	424,745	45,165	379,580	
	高 校 卒	22	50.4	505,999	68,015	437,984	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 長	事務係長	88	45.6	399,543	31,064	368,479	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	34	44.7	416,337	36,058	380,279	
	短 大 卒	13	48.2	366,451	19,055	347,396	
	高 校 卒	39	45.4	397,849	29,023	368,826	
	中 学 卒	2	47.5	354,474	60,725	293,749	
種 別	技術係長	113	44.7	417,318	57,361	359,957	同 上
	大 学 卒	49	43.9	420,386	53,668	366,718	
	短 大 卒	8	44.1	389,353	38,910	350,443	
	高 校 卒	55	45.3	419,684	64,312	355,372	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	120	44.3	370,076	34,696	335,380	円 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	56	40.8	358,472	32,556	325,916	
	短 大 卒	11	45.5	315,946	24,086	291,860	
	高 校 卒	53	47.8	393,075	39,064	354,011	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術主任	105	40.9	333,961	36,535	297,426	同 上
	大 学 卒	36	38.6	352,978	43,212	309,766	
	短 大 卒	9	42.3	355,297	40,360	314,937	
	高 校 卒	59	41.8	318,872	31,660	287,212	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	394	38.9	296,292	25,080	271,212	
	大 学 卒	179	37.0	307,633	28,122	279,511	
	短 大 卒	53	42.6	268,881	15,596	253,285	
	高 校 卒	161	39.8	292,213	24,793	267,420	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係員	265	37.3	328,812	38,843	289,969	
	大 学 卒	149	35.2	334,651	37,913	296,738	
	短 大 卒	18	43.4	345,415	51,859	293,556	
	高 校 卒	95	39.8	315,817	37,448	278,369	
	中 学 卒	3	36.2	314,675	50,453	264,222	

## (4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務部長	10	53.5	499,132	870	498,262	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
大 学 卒	4	51.0	524,354	0	524,354		
短 大 卒	4	52.3	495,590	2,176	493,414		
高 校 卒	1	X	X	X	X		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
技術部長	6	52.2	494,358	0	494,358	同 上	
大 学 卒	4	49.5	510,981	0	510,981		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	2	57.5	461,112	0	461,112		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	2	51.5	492,494	260	492,234	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）	
大 学 卒	2	51.5	492,494	260	492,234		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	円	
事務	事務課長	14	51.3	464,067	3,571	460,496	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	5	47.6	475,442	0	475,442	
	短大卒	3	50.7	502,730	0	502,730	
	高校卒	5	54.4	421,109	0	421,109	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術	技術課長	22	45.6	448,216	25,623	422,593	同 上
	大学卒	8	46.6	446,055	23,704	422,351	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	13	44.9	452,062	28,774	423,288	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術 関	事務課長代理	4	46.5	436,244	49,613	386,631	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大学卒	2	49.0	468,023	67,926	400,097	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術課長代理	5	45.6	493,872	83,924	409,948	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	45.6	493,872	83,924	409,948	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	事務係長	15	45.1	347,715	23,581	324,134	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	8	38.0	365,922	35,326	330,596	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	7	53.1	326,908	10,157	316,751	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術係長	14	48.1	393,809	35,864	357,945	同 上
	大学卒	4	48.0	380,373	41,362	339,011	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	9	48.9	399,269	31,160	368,109	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	24	45.3	321,060	24,285	296,775	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	大学卒	11	42.1	335,588	32,331		303,257
	短大卒	3	46.0	262,528	15,278		247,250
	高校卒	10	48.5	322,640	18,135		304,505
	中学卒	—	—	—	—		—
技術主任	38	44.0	336,944	28,744	308,200	同 上	
	大学卒	8	48.1	394,891	35,333		359,558
	短大卒	4	44.0	318,362	35,306		283,056
	高校卒	26	42.7	321,973	25,707		296,266
	中学卒	—	—	—	—		—
事務係員	147	39.6	284,590	20,810	263,780		
	大学卒	50	33.1	297,702	22,218		275,484
	短大卒	35	43.7	296,220	21,869		274,351
	高校卒	60	42.3	266,651	19,713		246,938
	中学卒	2	52.0	291,402	0		291,402
技術係員	92	40.4	297,906	26,888	271,018		
	大学卒	33	37.7	299,377	22,092		277,285
	短大卒	10	36.3	319,394	38,270		281,124
	高校卒	49	43.0	292,530	27,795		264,735
	中学卒	—	—	—	—		—

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種  
規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	2	52.0	324,762	24,262	300,500	見習、外国語の電話交換手 を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守 衛	1	X	X	X	X		
	用 務 員	1	X	X	X	X		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	役員を除く。	
	大 学 教 授	17	58.0	651,574	0	651,574		
	大 学 准 教 授	16	52.0	509,026	0	509,026		
	大 学 講 師	—	—	—	—	—		
	大 学 助 教	13	44.2	443,856	0	443,856		
	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X		同 上
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 教 頭	4	58.5	578,549	0	578,549	同 上	
	高 等 学 校 教 諭	76	43.6	458,089	5,579	452,510		
	研 究 所 長	—	—	—	—	—		{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上または構成員 { 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	—	—	—	—	—		
	研 究 室 ( 係 ) 長	1	X	X	X	X		
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—		
研 究 員	5	26.0	277,710	857	276,853			
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—			
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	64.5	1,951,500	0	1,951,500	{ 部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) { 上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者 { 部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	3	58.3	2,220,232	94,766	2,125,466		
	医 科 長	1	X	X	X	X		
	医 師	20	30.7	803,862	160,048	643,814		
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X		
	薬 局 長	4	56.0	564,390	59,145	505,245		部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	19	36.9	343,553	41,592	301,961		
	診 療 放 射 線 技 師	27	45.9	393,719	38,238	355,481		
	臨 床 検 査 技 師	22	40.3	296,206	16,611	279,595		
	栄 養 士	15	44.5	298,426	10,682	287,744		
理 学 療 法 士	37	34.9	319,340	24,498	294,842			
作 業 療 法 士	36	34.5	295,443	16,279	279,164	{ 部下に看護師長5人以上 { 部下に看護師または准看護師 5人以上		
総 看 護 師 長	5	54.4	564,036	3,600	560,436			
看 護 師 長	61	48.1	435,605	28,750	406,855			
看 護 師	125	34.2	329,588	41,285	288,303			
准 看 護 師	34	55.4	361,215	73,463	287,752			

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	57.8 %	(87.0) %	(13.0) %	(0.0) %	42.2 %	49.7 %	(67.5) %	(31.9) %	(0.6) %	50.3 %
	500人以上	89.6	(92.4)	(7.6)	(0.0)	10.4	90.3	(79.4)	(20.6)	(0.0)	9.7
	100人以上 500人未満	44.1	(86.9)	(13.1)	(0.0)	55.9	52.1	(63.8)	(35.5)	(0.7)	47.9
	100人未満	21.6	(40.0)	(60.0)	(0.0)	78.4	23.7	(57.0)	(41.3)	(1.7)	76.3
高 校 卒	計	45.8	(94.1)	(5.9)	(0.0)	54.2	29.2	(71.6)	(27.5)	(0.9)	70.8
	500人以上	77.0	(97.8)	(2.2)	(0.0)	23.0	57.9	(80.8)	(19.2)	(0.0)	42.1
	100人以上 500人未満	29.3	(90.2)	(9.8)	(0.0)	70.7	28.1	(67.0)	(32.0)	(1.0)	71.9
	100人未満	17.2	(75.0)	(25.0)	(0.0)	82.8	15.8	(68.0)	(29.7)	(2.4)	84.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

その1 扶養（家族）手当の支給月額

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	12,246円	12,320円
配偶者と子1人	20,231円	19,003円
配偶者と子2人	27,203円	25,272円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。）の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)
三重県	17.3 %	7.6 %	75.1 %
全 国	15.3	11.1	73.6

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	三重県		全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均給与 月額	下半期 (A1)	340,268 円	398,514 円	298,595 円		
	上半期 (A2)		408,393	307,501		
特別給の 支給額	下半期 (B1)	763,345 円	879,178 円	577,075 円		
	上半期 (B2)		982,120	586,400		
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24 月分	2.21 月分	1.93 月分		
	上半期 (B2/A2)		2.40	1.91		
年間の平均		4.58 月分	4.60 月分			

(注) 下半期は令和5年8月から令和6年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三重県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係員	69.9%	0.0%	0.0%	30.1%	53.3%	1.9%	0.7%	44.1%
課長級	60.3	0.0	0.0	39.7	49.0	2.4	0.6	48.0

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第18表 定期昇給の実施状況

項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし		
		増 額	減 額	変化なし				
三重 県	係 員	92.0%	91.0%	27.3%	5.3%	58.4%	1.0%	8.0%
	課 長 級	84.7	83.7	24.4	3.6	55.7	1.0	15.3
全 国	係 員	88.2	87.6	38.8	4.5	44.4	0.6	11.8
	課 長 級	81.3	80.5	33.9	4.4	42.2	0.8	18.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三重 県	規模計	55.3 %	44.7 %	50.0 %	50.0 %	48.9 %	51.1 %	
	500人以上	55.7	44.3	49.2	50.8	48.6	51.4	
	100人以上 500人未満	55.9	44.1	49.5	50.5	47.8	52.2	
	100人未満	53.0	47.0	52.5	47.5	52.2	47.8	
全 国	規模計	55.7	44.3	52.6	47.4	51.8	48.2	
	500人以上	52.4	47.6	45.6	54.4	44.7	55.3	
	100人以上 500人未満	57.5	42.5	54.4	45.6	53.5	46.5	
	100人未満	54.3	45.7	53.2	46.8	52.7	47.3	